

付録４．無効審判及び訂正審判における 応答期間についての運用指針

無効審判及び訂正審判における応答期間についての運用指針

1．無効審判及び訂正審判の審理の迅速化の要請

無効審判や訂正審判のような権利付与後の審判については、権利の有効活用の促進と紛争の早期解決のために審理の一層の迅速化が求められており、特許庁審判部としても無効審判の優先審理、計画審理の導入、口頭審理の積極活用等の各種施策を講じることにより審理の迅速化を図ってきたところである。

しかし、侵害訴訟の審理期間が急速に短縮化されつつあり、侵害訴訟の前提問題となる無効審判（とりわけ侵害訴訟関連の無効審判）については、更なる審理の迅速化の要請が高まっている。また訂正審判についても、侵害訴訟における権利濫用抗弁に対する権利者の防御手段として侵害訴訟と並行して請求される場合など、一層の迅速審理が求められている。

これらのことから、無効審判及び訂正審判の審理の一層の迅速化を図ることが必要となっている。

2．審理期間の短縮と当事者の応答期間の合理化

無効審判の審理期間は、特許庁内の実体審理・事務処理に要する期間、審判請求人による応答期間、権利者（被請求人）の応答期間、の3つの期間から構成されている。（訂正審判についてはとから構成される。）

したがって、審理期間短縮のためにはこれらの期間のバランスを取りながら総合的に期間短縮を図ることが必要であるから、特許庁内部の手続の合理化、期間管理の徹底、計画審理・口頭審理の実施等と併せ、両当事者の応答期間についての合理化を図る必要がある。

3．標準的な指定期間についての基本的考え方

無効審判においては、答弁書、弁駁書、無効理由通知等に対する意見書、参加申請に対する意見申立て等、様々な種類の手続が存在しているが、従来は、これらの手続を区別することなく一律に60日（在内者）の応答期間を指定していた。

しかし、手続の種類や性質等に応じて当事者の対応負担は異なるから、これらの要素を考慮して当事者の応答期間を合理化することが適切である。

他方、事案に応じてあまりに異なる取り扱いを行うとすると、公平性の観点からの問題も生じ得るから、手続の種類や性質等に応じた標準的な応答期間を定め、統一した運用を行うことが適切である。

そこで、法律及び省令において審判長が指定し、定め、又は示すこととされている期間（以下「指定期間」と総称する）について、下記の基本的考え方に基づいて、手続の

種類や性質等を考慮した標準的な応答期間（以下「標準指定期間」という）を定めることとする（一覧は、表1 参照）。

ただし、標準指定期間を適用した場合にその応答期間の途中で土曜・日曜以外の行政機関の休日を含むこととなる場合（年末年始や黄金週間をはさむ場合）において、それにより指定期間中の執務日の大部分が侵食されることとなるときは、審判長は、侵食される日数に概ね相当する期間だけ標準指定期間を延長した応答期間を指定し、定め、又は示すこととしても差し支えない。（なお、期間の途中ではなく終期が行政機関の休日に当たるときはむしろ期間が実質的に延長されるので、この場合には含まれない。）

(1) 実質的な攻撃防御機会についての標準指定期間

(a) 権利者の実質的な攻撃防御機会（表1 ～ ）

無効審判の請求がされた後、権利者に最初に与えられる法定答弁期間（訂正請求期間）においては、権利者は、自己の保有するいずれの権利に対して無効審判が請求されるかすら不明の状況の中で唐突に請求された無効審判に対応するために、防御態勢を一から整えることが必要となる。したがって、権利者に最初に与えられる答弁期間（特§134 ）については、従来の運用通りの答弁期間（例えば特許分野の内在者の場合60日）を標準指定期間とすることが適切と考えられる。（表1 ）

他方、その後事件が進行した局面では、(i)権利者は、基本的には既に接した無効理由の範囲での対応で足りること、(ii)請求理由の要旨変更の制限規定により、まったく新たな無効理由が提示される蓋然性は低いこと、(iii)例外的にまったく新たな無効理由が提示された場合であっても既に審判請求対象の特許が特定された上での防御態勢が整っていること、からみて、最初の答弁期間（訂正請求期間）ほどの期間を要しないと考えられる。

そこで、2回目以降の答弁機会については、請求理由の要旨を変更する補正がされた場合の法定答弁機会（特§134 ） 施行規則上の答弁機会（特施則§47の2 ） 最初の法定答弁機会の再適用（特§134 ） のいずれの場合であっても、従来の答弁期間よりも短い答弁期間（例えば特許分野の内在者の場合30日）を標準指定期間とすることが適切と考えられる。（表1 ～ ）

(b) 無効審判請求人の実質的な攻撃防御機会（表1 ）

無効審判請求人は、請求前に十分に無効理由の主張立証についての準備をしたうえで審判を請求することが期待されている（このことは、請求理由の記載要件や要旨変更の制限等が規定されていることから明らかである）。また、権利者の対応如何によって無効理由についての見直しを必要とする場合があるにしても、基本的には審判請求時の権利の範囲内での攻撃が必要になるとどまる。

したがって、権利者の答弁に対する無効審判請求人の弁駁の提出を促す応答期間(特
施則 § 47 の 3)については、従来の弁駁期間よりも短い期間(例えば在內者の場合 30 日)
を標準指定期間として示すことが適切と考えられる。(表 1)

(c)職権審理結果通知への応答期間(表 1 ~)

職権審理結果通知が発せられた場合の権利者の応答については、(イ)既に無効審判
の審理が開始されて審判請求対象となる権利も特定されているから権利者の防御態
勢は整っていること、(ロ)職権審理は補完的に行われるものであるから、審判請求人
の申し立てた請求理由を大幅に越える無効理由通知等は少ないこと、(ハ)仮に初めて
接する無効理由等が示された場合であっても、既に審判請求対象の特許が特定された
上での防御態勢が整っていること、からみて、最初の法定答弁期間よりも短い期間で
対応可能と考えられる。

したがって、無効理由通知に対する意見申立期間(特 § 153) 訂正請求についての
訂正拒絶理由通知に対する意見申立期間(特 § 134 の 2) 訂正審判における訂正拒絶
理由通知に対する意見書提出期間(特 § 165) 及び職権証拠調べ結果通知に対する意
見申立期間(特 § 150)については、従来の応答期間よりも短い応答期間(例えば在內
者の場合 30 日)を標準指定期間とすることが適切と考えられる。(表 1 ~)

なお、無効理由通知に対する意見申立期間(特 § 153) 訂正請求についての訂正拒
絶理由通知に対する意見申立期間(特 § 134 の 2) 及び職権証拠調べ結果通知に対す
る意見申立期間(特 § 150)においては、権利者だけでなく無効審判請求人も意見の
申立てが認められているが、これらの通知は通常は権利者の方がより強い利害関係を
有する手続であるから、無効審判請求人について、権利者に認めるべき標準指定期間
以上の期間を考慮する必要はないと考えられる。

審尋(特 § 134)は、争点の明確化等を目的として当事者の双方またはいずれか一
方の釈明を求めるものであり、通常は、実質的な攻撃防御方法の変更を検討すること
なく当事者が対応することができるものである。しかし、求められる釈明の内容によ
っては、無効理由の存否に関し攻撃防御方法の実質に関して慎重な検討を要する場
合もありうる。したがって、書面審理における審尋書の場合、15 日程度を目安とし
た標準指定期間を設定し、審尋の内容に応じて審判長が相当と認める回答期間を指定
することが適切と考えられる。(表 1)

(2)既に権利者の準備が整っている手続についての標準指定期間(表)

審決取消訴訟で特許維持審決の取消判決が確定した場合においては、再係属の無効審
判の審理開始時に、特許権者に対して訂正請求のための指定期間(特 § 134 の 3)が与
えられる。この指定期間においては特許権者が無効理由を回避するための訂正請求をす
ることができるから、無効理由に関する実質的な攻撃防御機会といえるが、その前の指

定期間の申し出の過程において、既に訂正すべき内容について特許権者の準備が整っているものと考えられる。

同様に、審決取消訴訟において特許無効審判事件の差戻しのために審決取消の決定が確定した場合は、再係属の特許無効審判の審理開始時に特許権者に訂正請求のための指定期間（特§134の3）が与えられるが、これについても、出訴後90日以内の訂正審判の請求過程において既に訂正すべき内容について特許権者の準備が整っている。

したがって、これらの場合は、10日程度のごく短期間の応答期間を標準指定期間とすることが適切と考えられる。（表1）

(3) 実質的な攻撃防御とは直接関係しない応答についての標準指定期間（表1～）

無効審判請求人がした請求理由の要旨を変更する補正に対して権利者が同意するか否かを確認する同意確認通知に対する応答期間（特§131の2二、特施則§47の4）については、その指定期間内に同意の有無を回答するだけで足り、無効理由に関する実質的な防御方法を検討する必要はない。

また、参加申請について当事者等が意見を述べる機会（特§149）においては、参加申請人の利害関係の有無等を考慮して参加を認めることの是非について回答すれば足り、無効理由に関する実質的な攻撃防御方法を検討する必要はない。

方式要件違反の場合の補正指令に対する応答期間（特§133）及び却下理由通知に対する弁明書提出期間（特§133の2）については、方式要件違反の是正方法や弁明内容等を検討するだけで足り、やはり無効理由等の実質的な攻撃防御方法を検討する必要はない。

これらの手続については、比較的短期間で応答可能と考えられるから、10日～20日の応答期間（在內者）を標準指定期間とすることが適切である。

ただし、方式要件違反のうち、無効審判請求書の請求理由の記載要件違反（特§131）については、これを理由とした補正指令や却下理由通知に対応して、無効審判請求人が請求理由の要旨を変更するような新たな無効理由の提示はできないものの、無効理由の実質的内容に関する検討をすることになる。したがって、無効審判請求書の請求理由の記載要件違反（特§131）を理由として補正指令等がなされた場合に限っては、30日の応答期間を標準指定期間とすることが適切である。

なお、審判等の手続の受継命令に対する受継のための指定期間（特§23）及び、その他施行規則に規定されている手続期間（特施則§50但し書き、§50の8、§58の2但し書き、§58の17、§60等）については、無効理由を巡る両当事者間の実質的な攻撃防御とは直接に関係しないが、事案に応じて適切と認められる期間の幅が大きいことから、一律に標準指定期間を定めることなく、事案と局面ごとの事情を考慮した適宜期間を指定することが適切と考えられる。

(4) 標準指定期間よりも短い期間の指定（表１）

手続の種類や性質等が種々であることに加え、各事案の各局面ごとに手続者の負担等の事情は異なるから、上記の標準指定期間よりも短い応答期間で対応が可能な場合もある。迅速な審理を実現するためには、こうした場合に審判長が上記の標準指定期間よりも短い応答期間を指定することを認めることが適切と考えられる。

そこで、下記のような場合には、審判長が、上記の各標準指定期間よりも短い期間であって個々の事情を勘案して相当と認めるものを指定期間とすることができることとする。（ただし、この場合は、後述４（１）（ａ）の「職権による指定期間の延長」を後に行うことがある。）

- ・口頭審理等において後日提出することとされた手続書類について、標準指定期間よりも短い期間とすることを手続者が同意している場合。
- ・計画審理等において、標準指定期間よりも短い期間とすることを手続者が同意している場合。
- ・事案の内容・性質からみて、標準指定期間よりも短い期間で当事者が対応できると認められる場合。
- ・事件が相当程度熟した局面において攻撃防御の提出のための期間を指定する場合であって、当事者がまったく新たな攻撃防御方法を準備するとは考えにくいとき。
- ・特に迅速な審理の進行が必要な場合。
- ・審判の両当事者間での侵害訴訟において、審判で申し立てられた無効理由に基づく権利濫用の抗弁を巡る攻撃防御が既になされているために、短い期間で当事者が対応できると認められる場合。
- ・出訴後９０日以内の訂正審判の請求等に起因する差戻し決定の確定により再係属した無効審判において、審理開始時の訂正請求のための指定期間（特§134の３）の後に、無効審判請求人に弁駁機会を与える場合の弁駁書の提出期間。（出訴後９０日以内に請求した訂正審判の内容等を訴訟の過程で知っているため。）
- ・出訴後９０日以内に訂正審判の請求がなく、特許無効審決の取消判決の確定により再係属した無効審判において、審理開始時に無効審判請求人に弁駁書の提出機会を与える場合。（訂正がないため審理対象が変更されておらず、しかも原審判と訴訟の過程で主張立証を尽くしているため。）

(5) 日本国内の交通不便の地にある者についての標準指定期間（表１）

日本国内の交通不便の地（特定の島嶼部：表１の別表参照）にある当事者又は参加人については、従来から通常の在内地についての指定期間に一律１５日の期間を加えたものを指定期間としている。こうしたケースは稀ではあるが、この取り扱いを廃止・変更すべき積極的理由もないことから、従来通りの取り扱いとし、各標準指定期間に一律１５日を加えた期間を、日本国内の交通不便の地にある当事者又は参加人についての標準指定

期間とする。

なお、この取り扱いは、日本国内における交通不便の地にある者についての取り扱いであり、在外者については適用しない。在外者については下記(6)の取り扱いとする。

(6) 在外者についての標準指定期間（表1 ～ ）

従来の実務では、特許分野における答弁書・弁駁書等の指定期間は、在内地者については60日であるのに対し在外者については3ヶ月となっており、約30日の差異がある。しかも、期間延長の請求に基づきほぼ自動的に更に3ヶ月の延長が認められることが多いため、在外者と在内地者の応答期間に事実上約4ヶ月もの差が生じている。

在外者の場合は翻訳作業や海外との連絡業務が必要となるため、在内地者よりも長い応答期間を要するのはやむを得ない面があるとしても、(i)そもそも在外者の手続のために在内地者である特許管理人が選任されていること、(ii)情報技術の発展により海外との間の情報の流通が一層容易になってきていること、(iii)無効審判等の審理の迅速化の要請が強いこと、(iv)交通不便の地にある者を含め在内地者に与えられる標準指定期間との公平性を考慮すべきこと、等を踏まえれば、在内地者と在外者との従来の指定期間の差異は大き過ぎると考えられる。

したがって、在外者についての標準指定期間を、在内地者についての標準指定期間との差を縮小させる方向で再設定することが適切である。その際、上記(1)～(5)で述べた手続の種類や性質等に応じた対応負担の差を考慮すれば、在外者と在内地者との間の標準指定期間の差についても、手続の種類や性質等に応じた差異とすることが適切と考えられる。具体的には、下記のような考え方で両者の差異を再設定することが適切である。

- (イ) 権利者の最初の法定答弁期間については+30日の差異を設ける（表1 ）。
- (ロ) 権利者の第2回目以降の答弁期間については+20日の差異を設ける（表1 ～ ）。
- (ハ) 無効審判請求人の弁駁期間については+20日の差異を設ける（表1 ）。
- (ニ) 職権審理結果通知に対する応答期間については+20日の差異を設ける（表1 ～ ）。
- (ホ) 審尋に対する回答期間については+10日の差異を設ける（表1 ）。
- (ヘ) 既に権利者の準備が整っている手続については差異を設けない（表1 ）。
- (ト) 攻撃防御と直接関係しない手続における応答期間については、基本的に差異を設けないが、代理人と在外者との間の連絡調整に特に時間を要すると思われる参加申請に対する意見申述、及び委任状不備への対応については、+10日の差異を設ける（表1 ～ ）。
- (チ) 標準指定期間よりも特に短い指定期間とする場合の考え方は、在内地者と在外者で同じとする（表1 ）。

4．既に指定した期間の職権又は請求による延長（一覧は、表2 参照）

(1) 審判長の職権による期間延長

「審判長は、法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、職権で、その期間を延長することができる」ものとされている（特§5 ）。

しかし、上記3．のように審理の迅速化と公平性の観点から標準的な指定期間を定めて統一的に運用することとの関係からすれば、標準指定期間の考え方に基づいて指定した期間を、個別の事案ごとに個々の審判長が自由に変更できるものとするのは必ずしも好ましくない。

そこで、既に指定した期間の職権による延長は原則として行わないこととし、下記(a)及び(b)の場合に限って職権による延長を行うこととする。

このようにすることにより、手続者や審判長の如何によらず、基本的に標準指定期間に統一した指定期間の運用をすることができる。また、各法に共通に、また在内地・在外者の別なく、適用できる運用となる。

（注）特許法第5条第1項の規定は、「法律の規定により指定した期間」についてのみ適用され、法律ではなく施行規則上の規定に基づく答弁指令や弁駁指令において審判長が定めた又は示した期間の職権延長には適用されない。しかし、審判長は、施行規則上の審判長の権限に基づいて定めた又は示した期間についても職権で延長することができるものと考えられるから、これらについても特許法第5条第1項と同様の実務上の取り扱いを行うものとする。

(a) 標準指定期間よりも短い期間を指定した場合の職権延長

標準指定期間よりも短い期間を指定した場合(表1)においては、下記(イ)～(ハ)の要件を満たすことを条件に、審判長の職権での期間延長を行うことができるものとする。

この場合の延長期間は、標準指定期間より短い指定期間だった場合の回復をねらいとしているから、延長後の指定期間は標準指定期間を限度とする。

(イ) 指定した期間が標準指定期間より短いものであったこと。

(ロ) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、標準指定期間程度の期間が必要である合理的かつ具体的な理由を示した上申書を提出したこと。

(ハ) 上申書等の内容からみて、標準指定期間程度の指定期間とすることが相当で

あったと審判長が認めること。（なお、手続者の上申行為は、審判長の職権の発動を促す契機と位置付けられるにとどまり、手続者の求めに応じて審判長が必ず指定期間を延長しなければならない性格のものではない。）

(b) 証拠等の量や性質に起因して長期の応答期間を要する場合の職権延長

証拠の量や性質に着目して適切な応答期間を検討すると、(i) いずれかの当事者が実質的な攻撃防御方法として実験成績証明書その他の証拠の提出を要する場合において、その証拠収集活動（実験等）に極めて長い期間を要するケース（「自己提示の証拠の収集」）、（ ）相手方当事者の提出した証拠が膨大なものである場合において、それを逐一分析して適切な防御方法を準備するのに極めて長期間を要するケース（「相手方提示の証拠の分析」）についてまで一律に上記の標準指定期間を適用することは、適切な攻撃防御機会の観点から必ずしも適切ではない。

他方、証拠収集や証拠分析に名を借りていたずらに長期間の応答期間を認めることは、審理の迅速性の観点や公平性の観点から適切でない。

したがって、下記(イ)～(ホ)の条件を満たすことを条件に、審判長は、指定期間を職権で延長することができることとする。

この場合に延長すべき期間は個々の事情にもよるが、他方あくまでそれぞれ対応する標準指定期間の考え方を基礎とすることが適切であるから、延長後の指定期間は標準指定期間＋30日を概ねの限度とする（ただし、審判長は必ずしも手続者の求めた延長期間の通りに期間を延長する必要はない）。

(イ) 当事者が実質的な攻撃防御を行うための応答期間であること。すなわち、法定の答弁指令への応答期間（特§134 ）、施行規則上の答弁指令への応答期間（特施則§47の2 ）、弁駁指令への応答期間（特施則§47の3 ）、無効理由通知への応答期間（特§153 ）、訂正拒絶理由通知への応答期間（特§134の2 、特§165 ）、職権証拠調べ結果通知への応答期間（特§150 ）、審尋への回答期間（特§134 ）のいずれかであること。（表1 ～ ）

(ロ) 上記(i)「自己提示の証拠の収集」の場合は、その指定期間にその証拠を提出する必要性と、その証拠収集活動に極めて長い期間を要する必然性の双方が存在すること。

上記()「相手方提示の証拠の分析」の場合は、相手方（審判官を含む）が提示した証拠の量が膨大（例えば数百ページに及ぶ）であったり、証拠の性質が極めて複雑高度であり、その証拠の分析と防御方法の準備に極めて長い期間を要する必然性が存在すること。

(ハ) 上記(i)「自己提示の証拠の収集」の場合における無効審判請求人の応答期間（弁駁機会等）の延長については、無効審判請求書の請求理由の補正の制限の規定等に違反する証拠の提出を目的としたものではないこと。（請求理由の補正制限の規定に基づき採用できないことが明らかな証拠の提出のために長期の弁駁期間を与えることは、適切ではない。）

(二) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続き者が、下記の事項を記載した上申書を提出したこと。

期間延長が必要である合理的かつ具体的な理由。

- ・ 上記(i)「自己提示の証拠の収集」の場合は、その証拠により何を立証しようとしているか、その立証事項が相手方及び自己の主張とどのように関係するか、その証拠の収集のために何を行う又は行っているか、その証拠の収集に何故長期間を要するか等を具体的に記載する。
- ・ 上記(ii)「相手方提示の証拠の分析」の場合は、相手方の提示した証拠の量が膨大であること、又は証拠の性質が極めて複雑高度であることを示しつつ、何故その証拠の分析と自己の対応の準備に長期間を要するかを具体的に記載する。

必要とする延長期間の特定。

必要とする延長期間が合理的なものである具体的な理由。（その延長期間でなければ何故その自己提示の証拠の収集又は相手方提示の証拠の分析・対応準備が完了しないかについて具体的に記載する。）

(ホ) 上申書等の内容からみて、期間を延長することが適当と審判長が認めること。
（なお、手続き者の上申行為は、審判長の職権の発動を促す契機と位置付けられるにとどまり、手続き者の求めに応じて審判長が必ず指定期間を延長しなければならない性格のものではない。）

(2) 手続き者の請求による指定期間の延長

「審判長は、法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により、その期間を延長することができる」ものとされている（特§5 ）。

その場合、延長を請求する者（手続き者）は、所定の手数料を支払う（特§195 一）とともに、期間延長請求書（特施則§4の2）を提出して請求の内容について説明しなければならない。

ここでいう「請求」は、手続き者に請求権を認めたものではなく、請求を契機として

審判長の職権の発動を促す性質のものと解される。手続者の請求を契機として審判長がどのような場合に指定期間の延長の職権発動をすべきかについては、(i)請求による期間延長は、例外的なものとして位置付けられていること、()延長請求により標準指定期間を超える指定期間の延長がなされうところ、その場合には審理の遅延や公平性の問題が生じうること、()そもそも手続の種類や性質等を考慮して適切と考えられる標準指定期間が既に与えられていること、等を考慮すると、手続者の請求による標準指定期間の延長を自由に認めることとするのは、必ずしも適切ではない。

他方、無効審判に関して権利者が行う重要な防御方法の中には、指定期間を経過した後は法律的にその手続をすることができなくなるような種類のものがある。具体的には、「訂正の請求」(特§134の2)及び「訂正請求書に添付した訂正明細書等についての補正」(特§17の4)は、「指定期間内に限り」行うことができるものとされており、その指定期間の経過後にこれらの手続をした場合には、不適法な手続として却下されることとなる(特§133の2)。こうした重要な防御方法についてまで一律に請求による指定期間の延長を認めないこととした場合には、権利者に著しく酷な結果になりかねない。

そこで、手続者の請求による指定期間の延長は原則として行わないこととしつつ、下記の(イ)～(ハ)の要件を満たした場合に限って、請求による延長を行うこととする。

この場合に延長すべき期間は個々の事情にもよるが、他方で期間延長はあくまで例外的に認められるべきものであるから、延長後の指定期間は標準指定期間+20日を概ねの限度とする(ただし、審判長は必ずしも手続者の請求した延長期間の通りに期間を延長する必要はない)。

なお、指定期間を経過した後は法律的にその手続をすることができなくなるような種類の手続は、「訂正の請求」及び「訂正請求書に添付した訂正明細書等についての補正」の2つに限られるから、この項「(2)手続者の請求による指定期間の延長」の取り扱いも、特許法と旧実用新案法における無効審判に限って適用される。

(イ) その指定期間を経過した後は、重要な攻撃防御に係る手続をすることが法律上禁止されるような指定期間についての延長請求であること。

具体的には、「訂正の請求」(特§134の2)及び「訂正請求書に添付した訂正明細書等の補正」(特§17の4)が、その期間内に限って認められているような指定期間であること。すなわち、特許法及び旧実用新案法の無効審判における法定の答弁書提出期間(表1)、無効理由通知への応答期間()、訂正請求についての訂正拒絶理由通知への応答期間()、再係属時の訂正請求のために指定された期間()についての延長請求に限られる。

(ロ) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、所定の手数料(特§195一)

を支払って期間延長請求書（特施則 § 4 の 2、様式 3）を提出するとともに、当該期間延長請求書の「請求の内容」の欄において下記の事項を記載したこと。

期間延長を必要とする合理的かつ具体的な理由。（天変地異等の手続者及び代理人の責めに帰することができない理由や、指定期間内に多数の祝祭日等を含むために実質的な執務日が大幅に侵食される旨の理由などの客観的に判断可能なものに限る。）

請求する延長期間の特定。

請求する延長期間が合理的なものである具体的な理由。（何故その延長期間でなければ訂正の請求又は訂正明細書等の補正をすることができないか、についての合理的理由を具体的に説明する。）

- (ハ) 期間延長請求書の記載内容等からみて、審判長が期間を延長することが適切と認めること。（請求による期間延長を認めるか否かは最終的には審判長の判断に服するものであるから、請求をすれば必ず認められる性格のものではない。）

(3) 指定期間の延長のための特許庁に対する手続及び庁内事務

上記(1) (a)又は(b)を目的とする上申書、及び、上記(2)の期間延長請求書は、「特許庁審判長」宛てとし、特許庁受付窓口（出願支援課）に提出する。指定期間の延長の可否については、ファクシミリにより手続者に連絡される場合があることから、このような場合に対応可能とするために、上申書及び期間延長請求書には、手続者（代理人）の電話番号及びファクシミリ番号を必ず記載する。

上申書又は期間延長請求書が指定期間の経過後に提出された場合には、指定期間の延長は行わないから、必ず指定期間の経過前に提出する必要がある。また、上申書又は期間延長請求書が、指定期間の経過する直前に提出された場合は、指定期間の満了前に延長の可否を決定できないことがあるところ、満了後に延長が認められた場合はその延長期間に手続をすることができるが、満了後に延長が認められないことが判明した場合には、もはや手続をすることができないという事態になる可能性がある。したがって、上申書又は期間延長請求書は、指定期間の満了前に十分な余裕をもって提出する必要がある。

期間延長に係る上申書又は期間延長請求書が提出された場合は、審判書記官は直ちに当該上申書又は期間延長請求書を審判長に送付し、期間延長の可否についての判断を仰ぐ。

審判書記官は、その結果に応じ、期間延長を認めるか否かの結論を手続者に通知する（期間延長を認めない理由について説明する必要はない）。審判長が期間の延長を認めた場合は、以後、審判書記官は延長された指定期間に基づいて期間管理を行う。

5 . 適用対象及び実施時期等

本運用指針は、無効審判又は訂正審判において、平成 1 6 年 1 月 1 日以降に審判長が期間を指定し、定め、又は示す手続について適用する。

平成 1 5 年改正前の規定の適用を受ける無効審判又は訂正審判の場合であっても、平成 1 5 年改正に伴なって新設された規定に基づく指定期間についての本運用指針の趣旨が援用できる場合は、本運用指針で改訂した標準指定期間等を適用する。

なお、無効審判及び訂正審判以外の審判における指定期間の取り扱い等、本運用指針によって改正していない事項については、審判便覧 2 5 - 0 1 ~ 2 5 - 0 4 を適用する。

表 1 : 標準指定期間等

手続の種類等（実質的な攻撃防御に係るもの）	在內者	在外者
権利者の第 1 回目の法定の答弁書提出のための指定期間（特 § 134 ）	（特許・旧実） 6 0 日 （新実） 3 0 日 （意・商） 4 0 日	（特許・旧実） 9 0 日 （新実） 6 0 日 （意・商） 7 0 日
請求理由の要旨変更補正が許可された場合の権利者の第 2 回目以降の法定の答弁書提出のための指定期間（特 § 134 ）	（特許・旧実・新実・意） 3 0 日	（特許・旧実・新実・意） 5 0 日
権利者の施行規則上の答弁書提出のための指定期間（特施則 § 47 の 2 ）	（各法共通） 3 0 日	（各法共通） 5 0 日
権利者の第 1 回目の法定の答弁書提出のための指定期間の再適用（特 § 134 ）	（各法共通） 3 0 日	（各法共通） 5 0 日
無効審判請求人の弁駁書提出期間（特施則 § 47 の 3 ）	（各法共通） 3 0 日	（各法共通） 5 0 日
職権審理結果の通知（無効理由通知）における意見申立のための指定期間（特 § 153 ）	（各法共通） 3 0 日	（各法共通） 5 0 日
訂正請求についての訂正拒絶理由通知における意見申立のための指定期間（特 § 134 の 2 ）	（特許・旧実） 3 0 日	（特許・旧実） 5 0 日
訂正審判の訂正拒絶理由通知における意見書提出のための指定期間（特 § 165 ）	（特許・旧実） 3 0 日	（特許・旧実） 5 0 日
職権証拠調べ結果の通知における意見申立のための指定期間（特 § 150 ）	（各法共通） 3 0 日	（各法共通） 5 0 日
審尋に対する回答期間（特 § 134 ）	（各法共通） 1 5 日程度	（各法共通） 2 5 日程度

手続の種類等（既に準備が整っているもの）	在內者	在外者
特許維持審決の取消判決による再係属の無効審判の審理開始時における訂正請求のための指定期間（特§134の3）	（特許・旧実） 10日	（特許・旧実） 10日
差戻し決定による再係属の無効審判の審理開始時における訂正請求のための指定期間（特§134の3）	（特許・旧実） 10日	（特許・旧実） 10日

手続の種類等（攻撃防御と直接関係しないもの）	在內者	在外者
無効審判請求書の請求理由の要旨を変更する補正についての権利者の同意の確認通知における指定期間（特§131の2 二、特施則§47の4）	（特許・旧実・新実・意） 10日	（特許・旧実・新実・意） 10日
参加申請に対する意見申述のための指定期間（特§149）	（各法共通） 15日	（各法共通） 25日
方式に係る補正指令の指定期間（特§133）又は却下理由通知における弁明書提出のための指定期間（特§133の2） ・ 料金不足の場合 ・ 委任状不備の場合 （委任者又は代理人が複数の場合） ・ 無効審判請求書の請求理由の記載要件違反の場合（特§131） ・ その他の方式要件違反の場合	（各法共通） 10日 10日 20日 （特許・旧実・新実・意） 30日 （各法共通） 20日	（各法共通） 10日 20日 30日 （特許・旧実・新実・意） 30日 （各法共通） 20日
手続の受継命令における受継のための指定期間（特§23）	（各法共通） 事情を考慮した適宜期間	（各法共通） 事情を考慮した適宜期間
その他施行規則に規定されている手続期間（特施則§50 但し書き、§50の8、§58の2 但し書き、§58の17、§60等）	（各法共通） 事情を考慮した適宜期間	（各法共通） 事情を考慮した適宜期間

手続の種類等(特に短い期間指定で足りるもの)	在內者	在外者
標準指定期間より短い期間指定 ・口頭審理等において後日提出することとされた手続書類について、標準指定期間よりも短い期間とすることを手続者が同意した場合。 ・計画審理等において、標準指定期間よりも短い期間とすることを手続者が同意している場合。 ・事案の内容・性質からみて、標準指定期間よりも短い期間で当事者が対応できると認められる場合。 ・事件が相当程度熟した局面において攻撃防御の提出のための期間を指定する場合であって、当事者がまったく新たな攻撃防御方法を準備するとは考えにくいとき。 ・特に迅速な審理の進行が必要な場合。 ・審判の両当事者間での侵害訴訟において、審判で申し立てられた無効理由に基づく権利濫用の抗弁を巡る攻撃防御が既になされているために、短い期間で当事者が対応できると認められる場合。 ・差戻し決定により再係属した無効審判の審理開始時の訂正請求期間の後に、無効審判請求人に弁駁機会を与える場合の弁駁書の提出期間。(出訴後90日以内に請求した訂正審判の内容等を訴訟の過程で知っているため。) ・特許無効審決の取消判決により再係属した無効審判において、審理開始時に無効審判請求人に弁駁書の提出機会を与える場合。(訂正がないため審理対象が変更されておらず、しかも原審判と訴訟の過程で主張立証を尽くしているため。)	(各法共通) 審判長は、上記の各標準指定期間よりも短い期間であって個々の事情を勘案して相当と認めるものを、指定期間とすることができる。	(各法共通) 審判長は、上記の各標準指定期間よりも短い期間であって個々の事情を勘案して相当と認めるものを、指定期間とすることができる。

手続の種類等（日本国内の交通不便地）	在内地	在外者
日本国内の交通不便の地（下記の別表参照）にある者についての標準指定期間	（各法共通） 上記の各標準指定期間に 一律 15 日を加えた期間 を標準指定期間とする。	適用なし

別表：交通不便の地

東京都	伊豆諸島・小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

表 2 : 指定期間等の職権又は請求による延長

審判長の職権 による延長 (特§5)	(各法共通、在內者・在外者共通) 指定期間の職権による延長は原則として行わない。ただし、下記の(a)又は(b)の場合において所定の要件を満たすときに限り、指定期間を職権延長できる。 (a) 標準指定期間より短い指定期間だった場合。 <u>延長後の指定期間は標準指定期間を限度とする。</u> (イ) その指定期間が標準指定期間より短いものであったこと()。 (ロ) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、標準指定期間程度の期間が必要である合理的かつ具体的な理由を示した上申書が提出されたこと。 (ハ) 上申書等の内容からみて、標準指定期間程度の指定期間とすることが相当であったと認められること。 (b) 証拠等の量や性質に起因して長期の応答期間を要する場合 <u>延長後の指定期間は標準指定期間 + 30 日を概ねの限度とする。</u> (イ) 当事者が実質的な攻撃防御を行うための応答期間(~)であること。 (ロ) 「自己提示の証拠の収集」の場合は、指定期間に実験成績証明書その他の証拠を提出する必要性と、証拠収集活動に極めて長い期間を要する必然性の双方が認められること。「相手方提示の証拠の分析」の場合は、相手方が提示した証拠の量が膨大(数百頁)であったり、証拠の性質が極めて複雑高度であり、その証拠の分析と防御方法の準備に極めて長い期間を要する必然性が存在すること。 (ハ) 「自己提示の証拠の収集」の場合における無効審判請求人の応答期間(弁駁機会等)の延長については、請求理由の補正の制限に違反する証拠の提出を目的とするものでないこと。 (ニ) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、下記の事項を記載した上申書を提出したこと。 ・ 期間延長が必要である合理的かつ具体的な理由。(「自己提示の証拠の収集」の場合は、立証事項、主張との関係、証拠収集活動の内容、長期間を要する具体的理由等。「相手方提示の証拠の分析」の場合は、証拠の膨大さ・複雑高度さ、分析に長期間を要する具体的理由等。) ・ 必要とする延長期間の特定。 ・ 必要とする延長期間が合理的なものである具体的理由。 (ホ) 上申書等の内容からみて、期間を延長することが適当と審判長が認めること。
-----------------------------------	--

<u>手続者の請求による延長</u>(特 § 5 、特 § 195 ー)	(特許・旧実のみ適用、在內者・在外者共通) 指定期間の請求による延長は原則として行わない(各法共通)。ただし、請求が下記の条件を満たす場合は、審判長は、その請求に基づき指定期間を延長することができる(特許・旧実のみ適用)。延長後の指定期間は、標準指定期間 + 20 日を概ねの限度とする。 (イ) 指定期間の経過後は、特許権者が訂正請求の提出又は訂正請求書に添付した訂正明細書等の補正をすることが法律上制限されるような指定期間についての延長請求であること。(すなわち、法定の答弁書提出のための指定期間() 無効理由通知に対する意見申立期間() 訂正請求の訂正拒絶理由通知に対する意見申立期間() 再係属の無効審判の審理開始時の訂正請求のための指定期間() についての延長請求に限られる。) (ロ) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が下記の事項を記載した期間延長請求書(特 § 5 、特施則 § 4 の 2)を提出し、所定の手数料を支払ったこと(特 § 195 ー)。 ・ 期間延長が必要である合理的かつ具体的な理由(手続者及び代理人の責めに帰することができない理由等)。 ・ 請求する延長期間の特定。 ・ 請求する延長期間が合理的なものである具体的な理由。 (ハ) 期間延長請求書の内容からみて、期間を延長することが適切と認められること。
---	---